「石原円吉賞」表彰規程

（目的）

第１条　この規定は、伊勢志摩国立公園の保全や活用に長年従事している者（法人及び団体を含む。以下同じ。）に対し、その功績をたたえるとともに、地域の人々に広く周知することを目的として表彰を行う。

（表彰の対象）

第２条　表彰は、次のいずれかに該当する者で、活動を継続して行っている者を対象に行う。

（１）伊勢志摩国立公園における地域文化の継続と発展に尽力した者

（２）伊勢志摩国立公園の資源の活用により、住民・利用者等への魅力発信に尽力した者

（３）伊勢志摩国立公園内の動植物の保護等に尽力した者

（４）伊勢志摩国立公園の美化、清掃に従事し、景観の維持向上に尽力した者

（５）その他伊勢志摩国立公園の保全や活用に関し、功績のあった者

（候補者の推薦）

第３条　候補者の推薦は、公募により行う。公募をしようとする者は、別紙様式により、推薦書を作成し、事務局に提出するものとする。

２　伊勢志摩国立公園協会会長は、必要と認めたときは、公募とは別に特別賞として候補者の推薦をすることができる。

（選考委員会）

第４条　候補者を審査選考するため、選考委員会を置く。

２　選考委員会の委員は、伊勢志摩国立公園協会会長が委嘱する。

（被表彰者の選考）

第５条　被表彰者の選考は、応募者の中から選考委員会において功績を判定し、行うものとする。

（表彰方法）

第６条　表彰は、毎年１回、伊勢志摩国立公園の指定日に表彰状を授与することにより行う。

（事務局）

第７条　事務局は、伊勢志摩国立公園協会に置く。

　附則

　１　この規定は、平成３０年７月３日から施行する。